回答資料3

議題３　地方税の「住宅借入金等特別税額控除」額の算出に係る所得税の課税標準額等について（春日井市提出）

市名	回答			
	（１）所轄税務署が所得税０円の変更の更正決定を行ってくれるか	（１）【③その他の場合】内容	（２）正しい申告ではない所得税の課税標準額に対する住宅借入金等特別税額控除の算出方法について	（１）【③その他の場合】内容
名古屋市	②行ってくれない		①すでに申告されている課税標準額を用いる	
豊橋市	③その他	所得税0円から0円への変更の場合、自分で申告書を作成して税務署へ送付するように伝えています。	①すでに申告されている課税標準額を用いる	
岡崎市	②行ってくれない		①すでに申告されている課税標準額を用いる	
一宮市	①行ってくれる		①すでに申告されている課税標準額を用いる	
瀬戸市	②行ってくれない		①すでに申告されている課税標準額を用いる	
半田市	①行ってくれる		①すでに申告されている課税標準額を用いる	
春日井市	②行ってくれない		③その他	①で処理しているが、税務署で対応してもらえないため、本来提出するべき正しい内容の確定申告書を作成してもらい、市申告書へ添付することで課税標準額を確認したこととし変更を受け付けている。
豊川市	③その他	「住民税に影響があるので」と理由を付した非違事項連絡箋について修更正してもらっている。	①すでに申告されている課税標準額を用いる	
津島市	②行ってくれない		②理論値の課税標準額を用いる	
碧南市	②行ってくれない		①すでに申告されている課税標準額を用いる	
刈谷市	②行ってくれない		①すでに申告されている課税標準額を用いる	
豊田市	②行ってくれない		①すでに申告されている課税標準額を用いる	
安城市	②行ってくれない		③その他	基本的には、すでに申告されている課税標準額を用います。税務署が更正決定を行ってくれないといった事情が認められる場合は、例外として理論値の課税標準額を用います。
西尾市	③その他	所得税額が０円のまま変更がない場合であっても、住民税額に影響がある場合は、市の連絡票により案内された場合のみ対応してくれるということで調整しています。	①すでに申告されている課税標準額を用いる	
蒲郡市	①行ってくれる		①すでに申告されている課税標準額を用いる	

議題３　地方税の「住宅借入金等特別税額控除」額の算出に係る所得税の課税標準額等について（春日井市提出）

市名	回答			
	（１）所轄税務署が所得税０円の変更の更正決定を行ってくれるか	（１）【③その他の場合】内容	（２）正しい申告ではない所得税の課税標準額に対する住宅借入金等特別税額控除の算出方法について	（１）【③その他の場合】内容
犬　山　市	②行ってくれない		②理論値の課税標準額を用いる	
常　滑　市	③その他	半田税務署管内では、個人課税部門連絡調整官に市から事前に連絡した上で、本人からも連絡調整官宛に電話予約をさせることで、行ってもらえるようになりました。	①すでに申告されている課税標準額を用いる	
江　南　市	②行ってくれない		②理論値の課税標準額を用いる	
小　牧　市	②行ってくれない		①すでに申告されている課税標準額を用いる	
稲　沢　市	①行ってくれる		①すでに申告されている課税標準額を用いる	
新　城　市	②行ってくれない		③その他	(例1)の場合は確定申告書のとおり、寄附金控除は含まれない。 (例２)の場合は給報により課税するため給報の住借控除額を適用。寄附金控除は含まれない。 事例により対応は異なる。
東　海　市	③その他	通常の申告相談という形では受け付けてもらえず、職権での更正処理であれば可能と聞いている。その際の手続きについては、別紙のとおり通達あり。	①すでに申告されている課税標準額を用いる	
大　府　市	①行ってくれる		③その他	原則として確定申告書に記載された課税される所得をもとに算出するが、具体例２のケースについては年末調整された金額で算出する。
知　多　市	①行ってくれる	１：納税者から個人課税部門連絡調整官へ 事前に連絡するように指示。 （自治体からの指示に基づき連絡したと申出を 指導） ２：市から個人課税部門連絡調整官へ職権更 正が必要な納税者がいることを連絡する。 以上の対応を取ることで、協力をしていただいている。	①すでに申告されている課税標準額を用いる	
知　立　市	②行ってくれない		①すでに申告されている課税標準額を用いる	
尾張旭市	②行ってくれない		①すでに申告されている課税標準額を用いる	
高　浜　市	②行ってくれない		①すでに申告されている課税標準額を用いる	
岩　倉　市	②行ってくれない		②理論値の課税標準額を用いる	
豊　明　市	③その他	税務署の担当により異なる	②理論値の課税標準額を用いる	

議題３　地方税の「住宅借入金等特別税額控除」額の算出に係る所得税の課税標準額等について（春日井市提出）

市名	回答			
	（１）所轄税務署が所得税０円の変更の更正決定を行ってくれるか	（１）【③その他の場合】内容	（２）正しい申告ではない所得税の課税標準額に対する住宅借入金等特別税額控除の算出方法について	（１）【③その他の場合】内容
日　進　市	②行ってくれない		②理論値の課税標準額を用いる	
田　原　市	①行ってくれる		①すでに申告されている課税標準額を用いる	
愛　西　市	②行ってくれない		②理論値の課税標準額を用いる	
清　須　市	②行ってくれない		①すでに申告されている課税標準額を用いる	
北名古屋市	②行ってくれない		①すでに申告されている課税標準額を用いる	
弥　富　市	②行ってくれない		②理論値の課税標準額を用いる	
みよし市	②行ってくれない		①すでに申告されている課税標準額を用いる	
あ　ま　市	③その他	更正決定は行ってくれない。それに加え、確定申告時期は、所得税に影響のない申告相談（住宅借入金特別控除で0になっており、医療費控除の追加等）は住民税申告するよう、市の相談会場へ回されることも多々ある。	②理論値の課税標準額を用いる	
長久手市	②行ってくれない		②理論値の課税標準額を用いる	